# 社会福祉法人 協立いつくしみの会

# ディサービスののか

≪指定介護予防通所介護・指定通所介護≫

# 重要事項説明書

当事業所は介護保険法の指定を受けています。

当事業所は、ご利用者に対して通所介護及び介護予防通所介護のサービスを提供いたします。事業所の運営に関する規程の概要や提供するサービスの内容など、契約上ご注意いただきたい重要な事項について、次のとおり説明いたします。

なお、この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」及び厚生労働省令第35号「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成しています。

~ [	1 次 ~	ページ
1.	事業所運営法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	利用事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.3
3.	事業所の従業者の員数、職種及び業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.	利用料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4~9
6.	料金のお支払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9~11
7.	サービスの利用に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8.	契約の終了について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11~13
9.	非常災害時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
10.	居宅サービス事業者からの利益収受の禁止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
11.	緊急時・事故発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
12.	損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
13.	サービス提供の記録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
14.	個人情報の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
15.	相談・苦情の受付及び対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
別掲 1.2	個人情報保護方針(事業所・法人)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16.17
別掲 3	「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	利用同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

改定日:平成27年8月29日

#### 1. 事業所運営法人

法 人 名	社会福祉法人 協立いつくしみの会
法人所在地	札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号
電話番号	011-896-1165
FAX番号	011-894-4404
代表者氏名	理事長 石山 建治
法人設立年月日	平成5年8月20日
法人が行う事業	社会福祉法人協立いつくしみの会では、以下の事業を実施しております。

(特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ) 札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号

- ・特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ (指定介護老人福祉施設)
- ・特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ ((介護予防) 短期入所生活介護)
- ・ヘルパーステーションかりぷ ((介護予防) 訪問介護)
- ・訪問看護ステーションかりぷ ((介護予防) 訪問看護)
- ・指定居宅介護支援事業所かりぶ (居宅介護支援)
- ・札幌市厚別区介護予防センター厚別中央・青葉(札幌市より委託)

(高齢者生活支援ハウスえみな) 札幌市厚別区厚別中央5条6丁月5番1号

- ・高齢者生活支援ハウスえみな(札幌市より委託)
- ・デイサービスセンターかりぷ ((介護予防) 通所介護)

(ケアセンターかりぶ・もみじ台) 札幌市厚別区もみじ台西3丁目1番8号

- ・ショートステイメイプルハウス ((介護予防) 短期入所生活介護)
- ・ヘルパーステーションかえで ((介護予防) 訪問介護)
- ・デイサービスもみじの家 ((介護予防) 地域密着型認知症対応通所介護)
- ・居宅介護支援事業所メイプルかりぷ (居宅介護支援)

(ケアセンターかりぶ・上野幌) 札幌市厚別区上野幌1条2丁月2番30号

- ・デイサービスののか ((介護予防) 通所介護)
- ・小規模多機能ホームかりぷ ((介護予防) 小規模多機能型居宅介護)
- ・サービス付き高齢者住宅ぽろか(サービス付き高齢者向け住宅)

#### 2. 利用事業所

事業所の種類	指定通所介護及び指定介護予防通所介護
事業の目的	事業所が、要介護状態若しくは要支援状態等にある利用者に対し、
	適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを
	目的とします。
事業所の名称	デイサービスののか
事業所所在地	札幌市厚別区上野幌1条2丁目2番30号
電話番号	011-890-8733
F A X 番号	011-890-7755
事業所の管理者	大澤 真奈巳

開設年月日	平成23年10月1日
事業所番号	0170507354
通常の事業の実施地域	札幌市厚別区、清田区(平岡地域)
営業日	毎週月曜日から土曜日(12月30日から1月3日は休み)
営業時間	午前9時から午後5時30分
	サービス提供時間は午前9時30分から午後4時45分
利用定員	1日15人(通所介護及び介護予防通所介護の合計)
事業所の運営方針	

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。また、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。なお、事業の実施にあたっては、居宅サービス又は介護予防サービス、保健医療サービス、福祉サービスの事業所との提供連携に努めます。

#### 3. 事業所の従業者の員数、職種及び業務内容

	1名	管理者は、事業所の従業者の管理、指定通所介護及び指定介						
管理者		護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状						
官连有		況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の						
		従業者に事業所の運営に必要な指揮命令を行います。						
生活相談員	3名	生活相談員は、利用者の生活全般に関わる相談及び援助業務						
土冶化或臭	常勤3名	を行います。						
	2名	看護職員は、利用者の居宅サービス計画若しくは介護予防サ						
看護職員	非常勤2名	ービス計画及び通所介護計画若しくは介護予防通所介護計						
		画に基づく看護を行います。						
	4名	介護職員は、利用者の居宅サービス計画若しくは介護予防サ						
介護職員	常勤4名	ービス計画及び通所介護計画若しくは介護予防通所介護計						
		画に基づく介護を行います。						
機能訓練	2名	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、個						
指導員	非常勤2名	別機能訓練計画に基づき計画的な機能訓練を行います。						

#### 4. サービスの内容

当事業所が提供する指定(介護予防)通所介護の内容は次のとおりです。

送迎	送迎車により事業所と利用者宅の間の送迎を行います。							
食事	利用者に食事(昼食)の提供を行います。							
入浴	見守りや直接介助により、入浴を提供します。							
機能訓練	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して個別機能訓練計画を作成し、3ヶ月に1回の説明と同意のもとに、計画的に機能訓練を行います。							
運動器機能向上	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して運動器機能向上計画を作成し、計画的に運動器機能向上サービスを行います。							
その他	生活相談、健康状態の確認、必要に応じての排泄介助、その他の社 会生活上の便宜などを行います。							

#### 事業所及び従業員のサービスの提供にあっての留意事項

事業所は、要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止及び介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的にサービスを行います。

サービスの提供に当たっては、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づき、適切に行います。

サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを基本とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者若しくは家族に適切な相談及び助言を行います。

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘 束等」)を行いません。緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体拘束 等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を説明し同意を得て行い、その様態及び 時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 5. 利用料金

当事業所の提供するサービスの料金は以下の2種類があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) その他の利用料金(利用料金の全額を利用者が負担する場合)

#### (1) 利用料金が介護保険から給付される場合

利用者が要介護認定を受けられ、居宅サービス計画に基づいて通所介護若しくは介護予防通所介護のサービスをご利用頂いた場合には、以下の料金がかかります。

なお、料金については、「介護保険負担割合証」に記載された割合(1割・2割)に 応じた利用者負担額がかかります。

#### ≪介護給付≫

#### ①サービスの基本部分に係る料金

利用者の介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス名称	通所介護 [31	通所介護 [32	通所介護 [33	通所介護 [34	通所介護 [35
サービスの単位	735 単位	868 単位	1006 単位	1144 単位	1281 単位
1単位の単価			10.14円		
費用総額	7,452円	8,801円	10,200円	11,600円	12,989円
介護保険の給付額(9割)	6,706円	7,920円	9,180円	10,440円	11,690円
利用者負担額(1割)	746円	881円	1,020円	1, 160円	1,299円
介護保険の給付額(8割)	5,961 円	7,040円	8,160円	9,280円	10,391円
利用者負担額(2割)	1, 491円	1,761円	2,040円	2, 320円	2,598円

※1回あたりの金額です。

当事業所は「単独小常規模型通所介護」の「7時間以上9時間未満のサービス」を基本の介護報酬として算定しています。ただし、利用者の居宅サービス計画又は通所介護計画において、短時間のサービス提供が位置付けられている場合、通所介護利用時に理美容サービスを利用することなどにより、サービス提供時間が短くなる場合には、その時間に応じた利用料金となります。(以下参照)

時間区分ごとの利用者負担金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上5時間未満	432円	495円	560円	623円	688円
3回回以上3回回不同	864円	990円	1, 120円	1,245円	1,375円
には問いトフは関大学	650円	768円	887円	1,004円	1, 123円
5時間以上7時間未満 	1,300円	1,535円	1,773円	2,008円	2, 245円

※1回あたりの金額です。(上段:1割負担、下段:2割負担)

#### ②上記サービスに係る加算

#### ア. サービス提供体制強化加算(I)イ

当事業所は、介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 50/100 以上であるため、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額		利用者負担額	
サービス提供体制	10 出位	1014円	182 田	(9割)	163円	(1割)	19円
強化加算(I)イ	18 単位	10.14円	102 17	(8割)	145円	(2割)	37円

※ 1回あたりの金額です。

#### イ. 入浴介助加算

当事業所は、浴室等入浴の設備を整え、入浴を提供しこの加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額		利用者負担額	
入浴介助加算	50 単位	1014円	507 M	(9割)	456円	(1割)	51円
	00 半位	10.14 🖯	507円	(8割)	405円	(2割)	102円

※1回あたりの金額です。

#### ウ. 個別機能訓練加算Ⅱ

当事業所は、専従の機能訓練指導員を配置したうえで、利用者の居宅を訪問し、 職員が共同で個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいた個別機能訓練及び3ヶ月 ごとの訪問と説明、計画の見直し等を行い、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額		利用者負担額	
個別機能	56 単位	1014 🖽	567 M	(9割)	510円	(1割)	57円
訓練加算Ⅱ	20 单位	10.14円	567円	(8割)	453円	(2割)	114円

※1回あたりの金額です。

#### 工. 介護職員処遇改善加算(I)

1ヶ月の合計ご利用単位数の4.0%分の単位数が加算されます。

介護職員処遇	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額		利用者負担額	
改善加算						-	
   要介護1	31 単位	10.14円	344 円	(9割)	309円	(9割)	32円
女川设「	31半世	10.1413	04411	(8割)	275円	(8割)	63円
西介護 2	26 単位	10 1 1 M	405 M	(9割)	364円	(9割)	37円
要介護2	36 単位	10.14円	405円	(8割)	324円	(8割)	73円
<b>要入器</b> 0	41 単位	10.14円	456 M	(9割)	410円	(9割)	42円
要介護3	41 半位	10.14 15	456円	(8割)	364円	(8割)	83円
要介護4	46 単位	10.14円	517円	(9割)	465円	(9割)	47円
女月喪牛	40 半世	10.1415	31713	(8割)	413円	(8割)	94円
西介護ら	51 出位	1011 M	567 M	(9割)	510円	(9割)	32円 63円 37円 73円 42円 83円 47円
要介護5	51 単位	10.14円	567円	(8割)	453円	(8割)	104円

※1回あたりの金額です。(基本サービス、サービス提供体制強化加算(I)イ、入浴介助加算、個別機能訓練加算IIを算定した場合の1回あたりの介護職員処遇改善加算の金額です。)

#### 才. 同一建物送迎減算

「サービス付き高齢者住宅ぽろか」にご入居の方は以下の金額が減算となります。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保	) めい かい	利用	l者負担額					
同一建物	94 単位 10 14	1014 🖽	050 E	(9割)	857円	(1割)	- 96円					
送迎減算	94 単位	10.14円	10.14円	10.14 H	10.14円	10.14円	10.14円	953円	(8割)	762円	(2割)	- 191円

※1回あたりの金額です。

#### 力. 通所介護送迎未実施減算

事業所では利用者の居宅までの送迎を実施していますが、事業所による送迎が 行われなかった場合(利用者が直接事業所へ来られた若しくは帰られた場合)は、 片道につき以下の金額が減算されます。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保	険の給付額	利用	者負担額						
送迎未実施	47 単位	10.14円	<b>476</b> 田	(9割)	428円	(1割)	- 48円						
減算	4/ 半世		10.14 H	10.14円	10.14 円	10.14 H	10.14 H	10.14円	10.14円	4/6円	(8割)	380円	(2割)

#### ≪予防給付≫

#### ①サービスの基本部分に係る料金

利用者の介護度	要支援1	要支援2
サービス名称	介護予防通所介護Ⅰ	介護予防通所介護Ⅱ
サービスの単位	1647 単位	3377 単位
1 単位の単価	10.1	4円
費用総額	16,700円	34,242 円
介護保険の給付額(9割)	15,030円	30,817円
利用者負担額(1割)	1,670円	3, 425円
介護保険の給付額(9割)	13,360円	27,393 円
利用者負担額(2割)	3,340円	6,849円

※1ヶ月あたりの金額です。

#### ②上記サービスに係る加算

#### ア. サービス提供体制強化加算(])イ

当事業所は、介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 50/100 以上であるため、この加算を算定します。 ※1ヶ月あたりの金額です。

サービス提供体制強化加算(])イ	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額	利用	<b>者負担額</b>
西土坪4 70 兴估		10 1 A III	720 m	(9割) 657円	(1割)	73円
要支援 1   72 単位 	72 単位	10.14円	730円	(8割) 584円	(2割)	146円
西士採り	111 兴	10 1 1 M	1.460 M	(9割)1,314円	(1割)	146円
要支援2	144 単位   10.14 F		1460円	(8割)1,168円	(2割)	292円

#### イ. 運動器機能向上加算

当事業所は、職員が共同で運動器機能向上計画を作成し、機能訓練指導員を配置し、計画に基づく運動器機能向上サービスを実施し、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保	険の給付額	利用	者負担額
運動器	225 単位	1014 🖽	2 281 田	(9割)	2,052円	(1割)	229円
機能向上加算	225年四	10.14 🗅	Z,201 D	(8割)	1,824円	(2割)	457円

※1ヶ月あたりの金額です。

#### ウ. 介護職員処遇改善加算(I)

1ヶ月の合計ご利用単位数の4.0%分の単位数が加算されます。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額(9割)	利用者負担額
要支援1	78 単位	10.14円	790円	711円	79円
要支援2	150 単位	10.14円	1521円	1368円	153円

※1月あたりの金額です。(基本サービス、サービス提供体制強化加算(I)イ、運動器機能向上加算を算定した場合の1月あたりの介護職員処遇改善加算の金額です。)

## 工. 同一建物送迎減算

「サービス付き高齢者住宅ぽろか」にご入居の方は以下の金額が減算となります。

同一建物送迎減算	サービスの単位	単価 費用総額		介護保険の給付額(9割)		利用	者負担額
要支援1 376 単位	10.14円	3,812円	(9割)	3,430円	(1割)	382円	
			(8割)	3,049円	(2割)	763円	
西古採り	フェの光片	10 1 1 M	7625 III	(9割)	6,862円	(1割)	763円
要支援2 752単位	10.14円	7,625 円	(8割)	6,100円	(2割)	1,525円	

#### (2) その他の利用料金(利用料金の全額を利用者が負担する場合)

( ) ( ) ( ) ( )	1料金(利用料金の全額を利用者の負担9 る場合) 
費用項目	内容及び金額
食費	デイサービスでの食事の提供に係る費用です。
	1回あたり 550円
	当事業所のお食事は※勤医協セントラルキッチンから配送され、加
	熱調理した食品を急速冷却し、当施設サテライトキッチンで再加熱
	処理したものを提供しています。
キャンセル料	外部委託の為、2週間前に発注を行っています。2週間前のキャ
	ンセルであれば費用の負担はありませんが、それ以降のキャンセル
	については <u>食事代の実費(440円)をご負担</u> いただきます。
	(当日のキャンセルは550円です。)
な供の事業の	通常の事業の実施地域(札幌市厚別区、清田区(平岡地域))以外
通常の事業の	にお住まいの方で、サービスをご利用される場合には、送迎の費用
実施地域以外への送	として、交通費の実費分をお支払いいただきます。
山 迎の交通費	実施地域を超える1km につき30円
サービス提供記録の	サービスの実施記録の複写物をご希望される場合、下記の料金(実
複写物の	費相当額)をお支払いいただきます。
料金	サービス記録の複写物 1枚につき10円
	利用料金をお支払いいただく際の手数料については、利用者にご負
	担いただきます。
料金支払いに係る	①郵便口座自動払い込み・・・10円
手数料	②銀行口座預金振替・・・・100円+消費税
	③郵便払込票による払込み・・70円~340円
	(請求金額により異なります。)
フの他の中華	その他、当事業所のオムツを使用された場合、レクリェーション等
ての他の美賀	に参加された場合にはその実費をご負担いただく場合があります。
その他の実費	

## 料金についての留意事項

区分支給限度額	提供したサービスが介護保険の介護度区分ごとの支給限度額を超過し
を超えるサービ	てのサービスとなった場合においては、超過した単位数に応じた費用
スの料金	総額が利用者負担となります。
	要介護認定を受けていない場合や保険料の滞納等により、提供したサ
法定代理受領サ	ービスが法定代理受領サービスでなくなった場合には、費用の全額を
ムだれは支限するという	利用者にご負担いただきます。ただし、この場合利用者は事業所の発
ない場合	行する「サービス提供証明書」にて、市町村に申請することで上記金
るいる口	額の自己負担分を除く額の払い戻しを受けることができます。(償還払
	(1)

## 6. 料金のお支払いについて

O. 14m0700XJA	
料金及び	料金及びその他の費用は、1ヶ月ごとに計算し翌月に請求書を送付い
ご請求	たします。
	現金による窓口でのお支払いの場合
	窓口:社会福祉法人協立いつくしみの会法人事務局
	住所:札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5番20号
	(特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ事務室内)
	受付曜日:平日(土日祝日及び年末年始は休み)
	受付時間:午前9時~午後16時
	電話番号:011-896-1165
	※上記受付曜日及び受付時間以外は対応できませんのでご了解ください。
	※盗難紛失事故等の防止のため職員による集金でのお支払いはお
	受けしておりませんので、ご了承ください。
お支払方法	
	現金以外でのお支払いをご希望される場合は、下記の①~③よりお
	選びください。(なお、①の方法にてお支払いいただく場合は「自動払
	込利用申込書」、②の方法でお支払いいただく場合は「預金口座振替依
	   頼書」にて郵便局又は金融機関に別途お申込みしていただきます。)
	①郵便口座からの自動払い込み
	ご指定の郵便口座からの自動払い込みにてお支払いいただけます。
	引き落とし日は25日及び末日(引き落とし日が土日祝日の場合
	は翌営業日)です。
	自動払い込みに係る手数料(10円)は利用者にご負担いただき
	ます。

なお、通帳には

(いつくしみの会)自払 請求金額(円)

料金 10(円)

の2段で記載されます。事業所(法人)は請求金額分(上段)の領収書を翌月の請求書発送時に合わせて送付いたします。

下段の料金(10円)は自動払い込みに係る郵便局の手数料であり、手数料に係る請求書及び領収書は発行されません。(通帳への記載が郵便局による手数料の領収書の扱いとなります。)

#### ②銀行口座からの預金口座振替

ご指定の金融機関からの口座振替にてお支払いいただけます。

振替日は27日(振替日が土日祝日の場合は翌営業日)です。

口座振替に係る手数料(100円+消費税)は利用者にご負担いた だきます。

なお、通帳には

HS. イツクシミノカイ 振替金額

と1行で記載されます。振替金額は、当法人の請求金額と振替手数料の合計金額となります。

通帳に記載される「HS」とは口座振替業者名(北洋システム開発株式会社)を指しており、同社の振替手数料(100円+消費税)が当事業所(法人)の請求金額(利用料金)に上乗せされ、引き落としされます。

また、振替手数料は振替の結果に関わらず手数料がかかる仕組みのため、残高不足等の理由により口座振替ができなかった場合には翌月の振替の際にその振替手数料分が上乗せされますので、ご注意ください。

事業所(法人)は請求金額と振替手数料の領収書を翌月の請求書発送時に合わせて送付いたします。

#### ③郵便振込み用紙によるお振込み

請求書発送時に「払込取扱票」を同封いたしますので、お近くの郵便局よりお振込みにてお支払いください。

なお、お振込みに係る手数料70円~340円(請求金額により 異なります。)は利用者にご負担いただきます。

なお、①郵便自動払い込み、②預金口座振替については、申し込みの日にちによっては郵便局及び金融機関の手続きが間に合わない場合

Ţ <sup></sup>
│ があります。その際、手続き完了までの利用料金は現金窓口若しくは
③郵便振込み用紙によるお振込みでお支払いいただきます。
また、これらの手数料は郵便局及び口座振替業者の基準による平成 27
年4月1日現在の手数料額です。業者による手数料額の変更や消費税
の変更等に伴い、当法人の責によらず、手数料が変更となる場合があ
りますので予めご了承ください。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

食事の提供について	当事業所のお食事は勤医協在宅セントラルキッチンから配送され、加熱 調理した食品を急速冷却し、当施設サテライトキッチンで再加熱処理し たものを提供しています。 勤医協在宅セントラルキッチンは、病院・保育所・高齢者住宅・デイサービ スなどに食事を配送しています。
サービスの 中止・変更	2週間前のキャンセルであれば費用の負担はありませんが、それ以降 のキャンセルについては <u>食事代の実費をご負担</u> いただきます。(1回4 40円)(当日のキャンセルは550円です。)
事業所への 連絡、報告	サービスを提供するに当たって必要な情報(利用者の能力や健康状態及び使用中のお薬、その他緊急時の連絡先など)は事業所に正しくお伝えください。また、健康状態などの変化があった場合なども事業所にご連絡ください。
備品の使用	事業所内の設備や備品は正しく安全にお使いください。また、自害他 害行為は行わないでください。
施設への金品の持ち込み	施設内には、高額の現金・通帳・貴金属などの貴重品はお持ち込みに ならないようお願いいたします。紛失・盗難等の事故がありましても、 事業所では責任を負いかねます。
その他	ご不明な点その他事業所のサービスに異議がある場合などは、事業所 に申し出てください。

## 8. 契約の終了について

	当事業所との契約は、契約日から利用者の認定されている要介護認定								
	の有効期間の満了日とします。ただし、以下①~④の場合には、契約								
	はその更新後又は変更後の要介護認定の有効期間の満了日まで(②④								
契約の更新	による申請中の場合は決定後の認定の有効期間の満了日)とし、以後								
及び終了	も契約は同様に自動的に更新します。								
	① 要介護認定の有効期間の終了に伴い、利用者の要介護認定の有効期								
	間が更新された場合								
	② 上記①のため要介護認定の更新申請がなされ、要介護認定の決定が								

されていない場合(更新申請中の場合) ③ 契約満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け認 定の有効期間が更新された場合 ④ 上記③のため要介護認定の区分変更申請がなされ、要介護状態区分 の決定がされていない場合(変更申請中の場合) ただし、以下の場合には当事業所との契約は終了するものとします。 ● 利用者が死亡した場合 ● 利用者が介護保険施設へ入所した場合。 ● 利用者が医療機関等へ入院し退院できない、若しくは長期に亘り退 院が見込まれない場合。(最終の利用日より3ヶ月以上) ● 利用者の要介護認定区分が、自立と判定された場合 ● その他利用者が相当期間以上にわたり、当事業所の提供するサービ スの利用が困難となった場合 ● 下記Aにより、利用者から契約の解除の申し出があった場合 ● 下記Bにより、事業所から契約の解除の申し出があった場合 利用者は、契約の有効期間であっても契約の解除を申し出ることがで きます。この場合は契約解除を希望する14日前までに事業所に申し 出てください。 ただし、以下の場合には利用者は即時に契約を解除・解約できます。 Α ● 事業所が正当な理由なく、介護保険法等関係法令に定めるサービス 利用者からの契 を提供しない場合 約解除の ● 事業所及び従業者が、下記14に定める守秘義務に違反した場合 申し出 ● 事業所及び従業者が、利用者の身体、財産、信用等を傷つけるなど の不信行為により、その後の契約を継続しがたい事情があった場合 上記の他、契約の継続が困難となるような重大な事態が発生した場 合 以下の場合に事業所は、利用者との契約を解除する場合があります。 ただし、この場合事業所は利用者又は家族に対しその旨の説明を行い ます。 ● 利用者又は家族が、サービスの利用に関する指示等に従わないこと などにより、要介護状態を悪化させたと認められる場合 ● 利用者又は家族が、サービス提供にあたって必要な情報について、 В 報告しない又は虚偽の報告をするなど適切なサービス提供が困難で 事業所からの契

約解除の 申し出

- あると認められる場合
- 利用者又は家族等が、他の利用者の生命、身体及び財産を傷つける など、その後の契約を継続しがたい事情があった場合
- 利用者が上記5のサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、事業者 が催促したにもかかわらず30日以内に支払わなかった場合
- 利用者又は家族等が、他の利用者、家族等若しくは事業所又は従業 者に対する、暴力、暴言、威嚇(口頭によるものも含む)、セクシャ

ルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及び
それらと相応又は同等の行為により、適切なサービス提供の継続が
困難であると判断できる場合
● 利用者又は家族等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復
が困難で、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

## 9. 非常災害時の対応

非常災害時の 対応	事業所では、非常災害時等に対応して防火管理設備等を整えています。 非常災害時など、職員は利用者の安全を第一優先にしますので、職員の 指示に従ってください。
防火設備概要	スプリンクラー、消火器、自動火災報知機、誘導灯

## 10. 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

利益収受の 禁止	事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して
	特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その
	他の財産上の利益の供与はしません。

### 11. 緊急時・事故発生時の対応

	サービス提供時に利用者の体調が急変した場合や緊急を要する場合、事
	プログルのにものはののである。 これに対して表記されるののに、
	故が発生した場合には、速やかに市町村、家族や緊急連絡先(または契
緊急時・事故発	約書記載の保証人)等に連絡するとともに、主治医への連絡を行う若し
生時の対応	くは受診するなど必要な措置を講じます。
	本重要事項説明書の最終ページに、上記の緊急連絡先及び主治医につい
	て記載をお願いしておりますので、正確にご記載ください。
記録と	事業所は、事故の発生状況及び事故に際して採った処置について記録し
再発防止策	ます。また、事故の原因を解明し再発を防止するための対策を講じます。
損害賠償	事業所はサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用
	者に対し速やかに損害賠償を行います。

## 12. 損害賠償について

	事業所の責任により利用者に損害が生じた場合には、事業所は速やかに
損害賠償	その損害を賠償します。ただし、損害の発生について、利用者に故意又
	は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌し
	て減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減
	じさせていただきます。

# 保険加入先

事業所(法人)は、事故等により利用者に損害を生じさせてしまった場合に備え、下記の保険に加入しております。保険会社には必要時に利用者、家族の個人情報を提供する場合がありますので、ご承知置きください。

加入保険:社会福祉法人全国社会福祉協議会しせつの損害補償

保険会社:損害保険ジャパン日本興亜株式会社

#### 13. サービス提供の記録について

# 記録の整備と開示及び交付

事業所は、利用者に対し提供したサービスの内容及びその他必要な記録を整備します。利用者は、必要に応じてその記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。

交付を希望される方は事業所管理者までお問い合わせください。なお、 複写物の交付については、別途料金がかかります。(1枚10円)

#### 14. 個人情報の取り扱いについて

	● 当事業所では、個人情報の利用目的及び管理について <u>別掲1</u> に定								
	め、個人情報の取扱いを厳密に行います。								
	● 当事業所では、下記の場合、利用者及び家族の個人情報を使用する								
	ことがあります。								
個人情報の	① サービスが円滑に効果的に提供されるために実施されるサービ								
取り扱い	ス担当者会議や主治医との連絡・調整								
	② 学生実習及び職員の学術研究において必要とされる場合								
	③ 通所介護計画及び介護予防通所介護計画の内容及びサービス提								
	供内容等について、関係する行政機関及び行政から委託を受け								
	た期間より報告や情報提供を求められた場合								
	● 個人情報の提供は、必要最低限とし提供にあたっては関係者以外に								
使用に	もれることのないよう細心の注意を払います。								
あたっての	● 個人情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について、								
条件	記録し保管することとします。								
	● 学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については								
	- 事前に説明し、同意を得た上で使用します。 								
個人情報取	デイサービスののか								
扱責任者 	管理者   大澤   真奈巳   電話:011-890-8733								
従業員に	当法人、事業所の従業者は、雇用期間中及び退職後も、正当な理由なく								
対する契約	業務上知り得た利用者または家族の秘密及び個人情報を漏らさないこ								
	とを雇用契約時に誓約しています。 								
その他	社会福祉法人協立いつくしみの会では個人情報保護法及び関係諸法令								
2 3 13	に基づき、個人情報保護方針を <u>別<b>掲2</b></u> に定め適切に取り扱いします。								

## 15. 相談・苦情の受付及び対応について

事業所の 苦情相談受付 窓口	当事業所は、利用者及び家族からの苦情に適切に対応するため、苦情受							
	付窓口、受付担当者を設置しています。							
	受付窓口:デイサービスののか							
	担当者: 管理者 大澤 真奈巳							
الله الله	受付時間:平日9時から17時							
	電話番号:011-890-8733							
	当法人では、苦情解決にあたって、社会性、客観性を確保し、利用者等							
	の立場や特性に配慮して、適切な対応を行うため、下記の第三者委員を							
	設置しています。							
	・澤本 彰							
法人の	公益社団法人北海道勤労者医療協会							
第三者委員	勤医協老人保健施設柏ヶ丘・事務長							
为二日女只 	TEL:011-865-0010							
	・藤原 洋一							
	地域代表(元病院事務長)							
	TEL:011-892-4834							
苦情等の処理に	苦情の処理にあたっては、法人の苦情処理の手順及び別 2 の「苦情処							
おたって	理の手順と解決のために講ずる具体的措置」にもとづき必要な対応を行							
مارد ع	います。							
	上記以外にも以下の公的な苦情相談窓口があります。							
	札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課							
	住所:札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所内)							
	電話:011-211-2972 FAX:011-218-5117							
	北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護障害者支援課企画・苦情係							
	住所:札幌市中央区南2条西14丁目(国保会館内)							
	電話:011-231-5175 FAX:011-233-2178							
	札幌市社会福祉協議会福祉サービス苦情相談							
外部の	住所:札幌市中央区大通西19丁目1-1(社会福祉総合センター内)    電話:011-632-0550 FAX:011-613-5486							
苦情相談窓口	電話・011-032-0330 1 4人・011-013-3480   北海道福祉サービス運営適正化委員会							
	北海道福祉							
	電話:011-204-6310 FAX:011-204-6311							
	札幌市厚別区第1地域包括支援センター							
	代帳中学別区第1地域で招文後とフター   住所:札幌市厚別区厚別町山本 750 番地 6(栄和会内)							
	電話:011-896-5077 FAX:011-896-5021							
	電話・011-890-3077							
	化幌中学別区第2地域包括文族センダー   住所:札幌市厚別区厚別南5丁目1-10							
	電話:011-375-0610 FAX:011-375-0615							

#### デイサービスののかにおける個人情報方針

(個人情報の利用目的および管理について)

#### 1. 当事業所が取得する個人情報の利用目的

- (1) 当事業所が取得する個人情報の利用目的は下記の通りです。特定された利用目的達成に必要な範囲を越えた個人情報の取り扱いは行いません。
- ①事業所が利用者様に提供する介護支援、介護サービスの事業者への提供
- ②介護保険事務に関わる行政への提供
- ③利用者様に係る当事業所の管理運営業務のうち
  - ・会計・経理に関わること
  - ・介護事故等の報告に関わること
  - ・利用者様の介護サービス向上に資するために関わること
- ④ 当事業所が利用者様に提供する介護支援・サービスのうち
  - ・他の医療機関、薬局、介護サービス事業所との連携
  - ・サービス担当者会議
  - ・ご家族または後見人、補佐人、補助人もしくは利用者様の指定する方への説明
- ⑤介護保険事務のうち
  - ・審査支払機関への請求書の提出
  - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ⑥介護賠償責任保険に係る、保険会社、弁護士への相談、届出
- (2) 上記以外の利用目的(当該本人が識別される個人情報は提供しない)
  - (1)介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
  - ②当法人、事業所において行なわれる学生の実習への協力
  - ③当法人、連合会組織内において行なわれる学会、症例検討
- (3)他の事業所、監督機関への情報提供
  - ①事業所の開設届を行っている自治体
  - ②関係法令に基づく行政機関、監督機関

#### 2. 個人情報の適正な取得

利用者・ご家族様の個人情報を取得する際は、偽りその他不正の手段による個人情報の取得は行いません。

#### 3. 情報の正確性の確保

利用者様へのサービス提供に当たり、必要な範囲内で個人情報の正確性、最新性の確保に努めます。

#### 4. 安全管理措置、従業者の守秘義務、ボランティアへの教育

- (1) 個人情報の安全管理のため、職員、臨時職員、契約職員への教育を行い当規定に基づく事業運営を行います。また、退職した職員について、就業上知り得た個人情報についての守秘義務を課しています。
- (2) ボランティアで本事業に協力をいただいている方々には個人情報保護の重要性をお知らせし、協力いただくように努めています。
- (3) 個人情報は事業所内の所定の場所に保管し、営業時間外は施錠して管理します。電子情報はコンピュータのハードディスクに管理します。個人情報を事業所外に持ち出す場合は管理者の管理の下にこれを行います。

#### 5. 第三者への提供の制限

- (1) 利用者・ご家族様の同意を得ない情報提供の第三者提供は行いません。
- (2) 利用者・ご家族様の求めに応じて第三者提供を停止いたします。利用者・ご家族様の求めがない場合は、利用者・ご家族様への説明の範囲で、第三者に情報を提供します。

#### 6. 個人情報の公表、開示、訂正、利用停止等

- (1) 保有する個人情報の利用目的は上記1. に記載しています。
- (2) ご本人から事業所の保有するご本人の個人情報の申出があった場合には、開示、訂正、情報の利用の停止、第三者提供の停止を管理者の責任でおこないます。

#### 7. 法令、基準、指導の遵守

- (1) この規定の施行について、行政から報告の徴収、必要な助言があった場合は真摯に受け止め処理いたします。
- (2) 事業所の義務規定(努力義務を除く)に違反し、個人の権利、利益保護のために必要がある場合における行政の勧告、命令に従います。

以上

#### 社会福祉法人協立いつくしみの会 個人情報保護方針

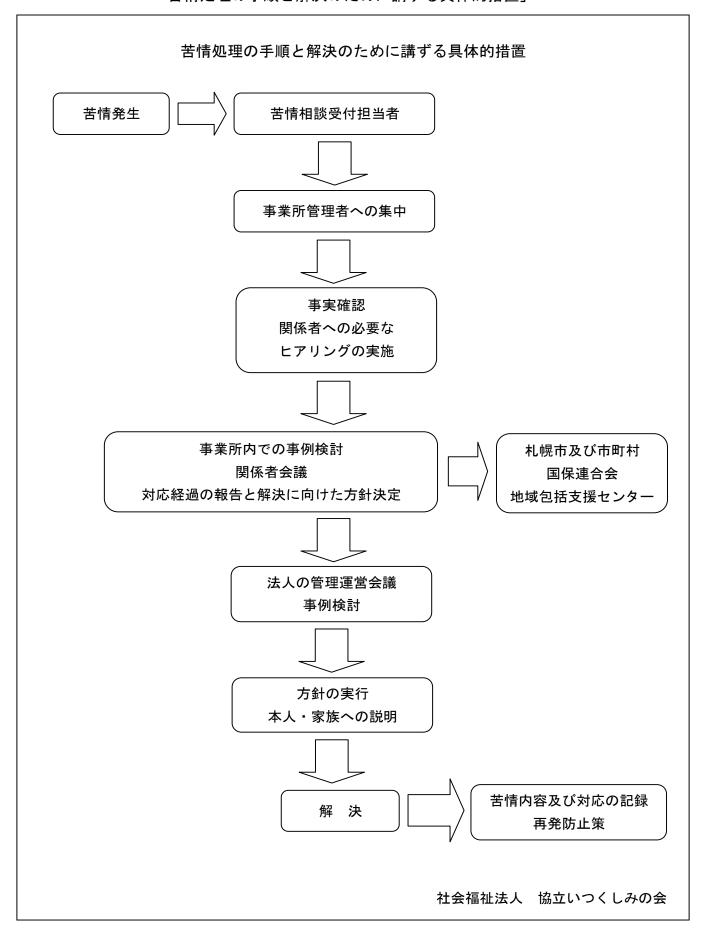
制定 2005 年 4月 1日 改定 2015 年 4月 1日

当法人は、個人情報の重要性を認識し、以下の取り組みを実施いたしております。

- 1. 当法人は、個人情報を取扱っている事業所単位で管理責任者をおき、その管理責任者に適切な管理を行わせております。また、法人として管理責任者をおき、事業所単位の取り組みを統括します。
- 2. 個人情報を取得させていただく場合は、利用目的をできる限り特定するとともに、個人情報の 主体となる方に、法人としての担当部署または各事業所で定める窓口をあらかじめ明示したうえ で、必要な範囲の個人情報を取得させていただきます。
- 3. 当法人は、取得させていただいた個人情報を適切に管理し、個人情報の主体となる方から提供について同意を得ていない第三者に提供、開示等一切いたしません。
- 4. 当法人が上記 3. により同意に基づき個人情報を提供する場合には、提供先となる事業者に、 個人情報を漏洩や再提供等しないよう、契約により義務、遵守事項の明示を求める等、適切な管理を実施させます。
- 5. 当法人は、医療・介護制度の改善や患者・利用者の皆さまの療養・介護生活をよりよいものとするため、協力関係にある地域の共同組織である「健康友の会(各地域、医療機関単位の組織を含む)」や「生活と健康を守る会」と共同した取り組みを行っています。共同にあたって必要な情報については厳格に管理します。
- 6. 当法人は、利用者及びその家族の皆さまに有益と思われる当法人の事業、取り組みの情報を電話、郵便等によりお知らせし、または持参させていただく場合がございます。
- 7. 個人情報の主体となる方は、当法人が別途定める方法にてお申し出いただくことにより、合理 的な理由がある場合をのぞき、個人情報の取り扱いを中止させたり、再開させたりすることがで きます。
- 8. 個人情報の主体となる方が、ご本人の個人情報の照会、修正等を希望される場合には、法人としての担当部署または各事業所で定める窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。
- 9. 当法人は、当法人が保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、上記各項における取り組みを適宜見直し、改善していきます。

以上

## 社会福祉法人 協立いつくしみの会 「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」



## 指定介護予防通所介護・指定通所介護 利用同意書

場定介護予防済所介護,場定済所介護の関始にあたり、利田老に対し**大**書面に其づき重要な

(住 所)札幌(事業所)ディ				1条2		番30号 野項部		<b>j</b> :_					_ED
指定介護予防通所 ついて説明を受け、							事業	者力	ら重	要事項	説明書(	の内容	引 に
		年		月	В								
<b>되므</b> 코	氏	名					_ED	電	話				
利用者	住	所											
代筆者又は代理人	<u>氏</u> 、 住	名 所					_ED	<u>電</u>	話				
	利用	当との[	関係	(続柄	iなど)				_				
≪緊急時・事故発生	時の過	<b>基絡先</b> 》	<b>&gt;&gt;</b>										
CE . CE 144 BB 55	名称												
医療機関等	住所								TEI	_			
家族等の	氏名								続标	<u> </u>			
緊急時の連絡先	住所								TEI	_			
≪個人情報の取り扱 重要事項説明書に	•				り扱いに	こついて	二説明	を受	をけ、·	その取	り扱い	につい	17
(同意します・同意	意しまt	せん)	利戶	用者サ	・イン						ED		
(同意します・同意	な しまt	せん)	ご	家族サ	イン						Ер		